



消費者相談ニュース Vol. 11

令和8年10月 発行

消費者相談ニュースでは、区内消費者の方に対して、最近の相談件数や相談内容の動向をお知らせするとともに、区の消費者相談コーナーの案内を行っています。

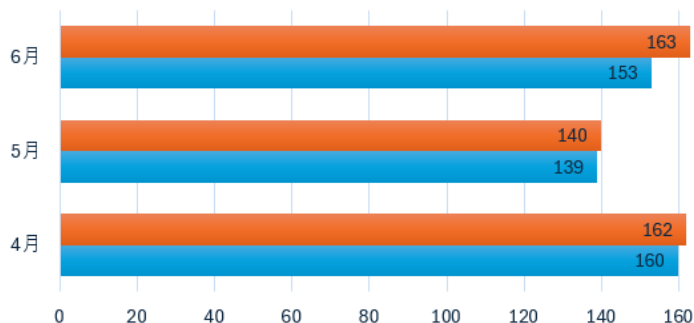
◆ 令和8年4月～6月の相談件数と相談内容（販売購入形態別）

令和8年4月から6月にかけての相談件数は、前年同期間比で13件（2%）の増加となりました。

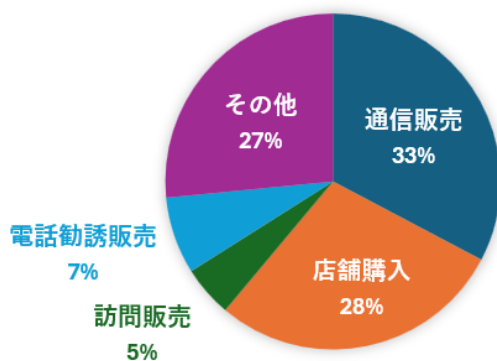
また、販売購入形態別相談割合では、1位が通信販売（33%）、2位が店舗購入（28%）、3位が電話勧誘販売（7%）でした。

相談件数（令和8年4月～6月）

■ 令和8年件数 ■ 前年同月件数



販売購入形態別相談割合



◆ 最近の相談内容や傾向（相談員より）

リチウムイオン電池の発火・やけどにご注意を！！

私たちの日常生活に欠かすことができないスマートフォンやモバイルバッテリー、パソコンやタブレットなど充電できる製品の多くにはリチウムイオン電池が使用されています。リチウムイオン電池は、誤った使い方などにより発火ややけどなどの危険があります。

【事故例①】 炎天下の駐車場で車のダッシュボードに置いていたモバイルバッテリーから発火し火災になった。

【事故例②】 携帯用扇風機を使用中に何度か落とした。大きなキズもなかったのですが、そのまま使用していたら、急に持てないほど熱くなり、煙が出た。

【事故例③】 タブレットを充電したまま就寝し、気づいたら発火していて、自分ではどうしようもないほど燃え広がっていた。

【事故例④】 電車の中でバッグに入れていたスマートフォンから発火した。近くにいる人達が消してくれたが、大事故につながりかねなかった。

★アドバイス★

リチウムイオン電池は衝撃や圧力に弱いので、落としたり、ズボンのポケットにいれたまま座ってしまうことがないように気を付けましょう。また高温環境にも弱いので、直射日光が当たるところや暖房器具のそばなどに放置しないようにしましょう。

モバイルバッテリーにはPSEマークがついていることを確認して買いましょう。

捨てる時には端子部分に絶縁テープを貼り、指定された場所に出しましょう。

◆ 消費者ホットライン「188」



消費者トラブルに
あったときは
「188」にかけてね

消費者庁 消費者ホットライン188キャラクター イヤヤン

「悪質商法等による被害にあった」、「ある製品を使ってケガをしてしまった」など消費者トラブルで困った時、全国共通の3桁の電話番号でつながる、消費者ホットライン「188」が開設されています。

○消費者ホットラインとは・・・？

消費生活相談窓口の存在や連絡先を知らない方に、最寄りの消費生活センターなどにつながる全国共通の電話番号で、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。年末年始（12月29日～1月3日）を除き、原則毎日利用できます。

※区内にお住まいの方の場合は、渋谷区消費者相談コーナーの営業時間内であれば、相談コーナーにつながります。

○利用について

アナウンスに従って、お住まいの郵便番号を入力すると、地域の消費生活センターなどにつながります。

※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話などからはつながりません。

また、相談は無料ですが、ナビダイヤルの通話料がかかります。

○相談できる内容は・・・？

契約に関する事業者とのトラブル、悪質商法、訪問販売・通信販売などにおける事業者とのトラブル、製品・食品やサービスなどによる事故、不適切な表示など。

◆ 渋谷区消費者相談コーナーのご案内

商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質などのトラブル、その他消費生活に関する相談を受け付け、問題解決のための助言やあっせんを行います。

【相談方法】 電話または来所による相談を受け付けます。まずは電話で問い合わせてください。

郵便や電子メールでの相談はできません。

【相談日時】 月曜日～金曜日（祝休日、年末年始を除く） 9時30分～16時

【利用できる人】 区内在住・在勤・在学の人

【所在地】 渋谷区渋谷1-12-5（消費者センター内 4階）

【相談専用電話】 03-3406-7644 ※事業者や個人事業主からの事業に関する相談はお受けできません。